

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は
 - I 令和5年1月1日現在、かつらぎ町に住民登録があり、令和4年度住民税非課税世帯や令和5年度新たに住民税非課税となった世帯
 - II 給付金を受給せずに令和5年1月2日以降に転入した住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

支給対象と申請

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 令和5年1月1日にかつらぎ町に住民登録があり、**世帯全員**が令和4年度又は令和5年度「**住民税が非課税**」の世帯

II 令和5年1月2日以降に転入した住民税非課税世帯や、確認書の送付がなかった非課税世帯。

かつらぎ町から
確認書が届きます（**要返送**）

提出期限：**令和5年9月29日（金）**
消印有効

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年7月3日（月）

～令和5年**9月29日（金）**

【申請書配布元】かつらぎ町役場
住民福祉課 福祉係 2番窓口

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給時期

かつらぎ町が確認書(申請書)を受理した日から1カ月程度が目安です。

給付金の支給手続き

令和4年度又は令和5年度住民税が非課税の世帯

I 令和5年1月1日現在かつらぎ町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、かつらぎ町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に記載の口座番号等を確認して、**同封の返信用封筒に入れて、返信してください**。

【提出期限】 令和5年9月29日（金）消印有効

II 令和5年1月2日以降に転入した方

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに住民福祉課福祉係に直接または郵送でご提出ください。



【提出期限】 令和5年9月29日（金）消印有効



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



かつらぎ町役場 住民福祉課 福祉係 2番窓口
0736-22-0300 (内線2063・2064)
受付時間 8:30~17:15 (土日祝を除く)